

家庭ごみ処理有料化に向けた基本的考え方に対する ご意見を寄せてください。

～市民意見公募（パブリックコメント）のお知らせ～

「家庭ごみ処理有料化に向けた基本的考え方」は、家庭ごみ処理有料化に向けた本市のごみ減量の経過、有料化導入の必要性、有料化の基本的考え方、スケジュールを取りまとめたものであり、今後、広く市民・事業者の皆様の意見を伺いながら制度内容を「家庭ごみ処理有料化実施方針」として策定していくため、パブリックコメントを実施するものです。

家庭ごみ処理有料化に向けた基本的考え方について、より多くの市民の皆様のご意見を反映させるため、広く意見を募集します。ご意見がある方は、下記により提出してください。

記

1 募集期間 令和6年12月21日（土）から令和7年1月20日（月）まで（必着）

2 意見を提出できる方

- （1）市の区域内に住所を有する方
- （2）市の区域内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体
- （3）市の区域内にある事務所または事業所に勤務する方、および市の区域内に事務所または事業所を有する法人その他の団体の構成員
- （4）市の区域内にある学校に在学する方

3 意見の提出方法

入力フォームに入力するか、別紙「家庭ごみ処理有料化に向けた基本的考え方に対する意見書」に記入の上、直接持参するか、郵送、ファクシミリ、電子メールにより、廃棄物対策課まで提出してください。

また、意見書の様式によらず提出することも可能ですが、その場合、氏名、住所、電話番号（法人等の場合は、名称、所在地、電話番号）を必ず明記してください。匿名や電話での意見提出は受け付けません。

〈提出先〉

〒965-0858 神指町大字南四合字深川西 292-2
会津若松市役所廃棄物対策課 宛て
ファックス 0242-29-1618
電子メール gomi@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp



家庭ごみ処理
有料化に向けた
基本的考え方
入力フォーム

（留意事項）

- ・意見内容の確認が必要な場合、こちらから連絡することがありますので、必ず電話番号を記入してください。
- ・いただいた意見は返却いたしません。
- ・個々の意見に対して、直接回答はしませんので、ご了承ください。
- ・お寄せいただいた意見については、氏名など個人情報を除き、意見に対する市の考え方とあわせて公表する場合があります。

4 閲覧場所

家庭ごみ処理有料化に向けた基本的考え方の内容については、廃棄物対策課、市政情報コーナー、北会津・河東支所、各市民センター、生涯学習総合センター、さらに市のホームページでご覧いただけます。

問合せ先：会津若松市 市民部 廃棄物対策課 総務グループ
(電話 0242-27-3961)